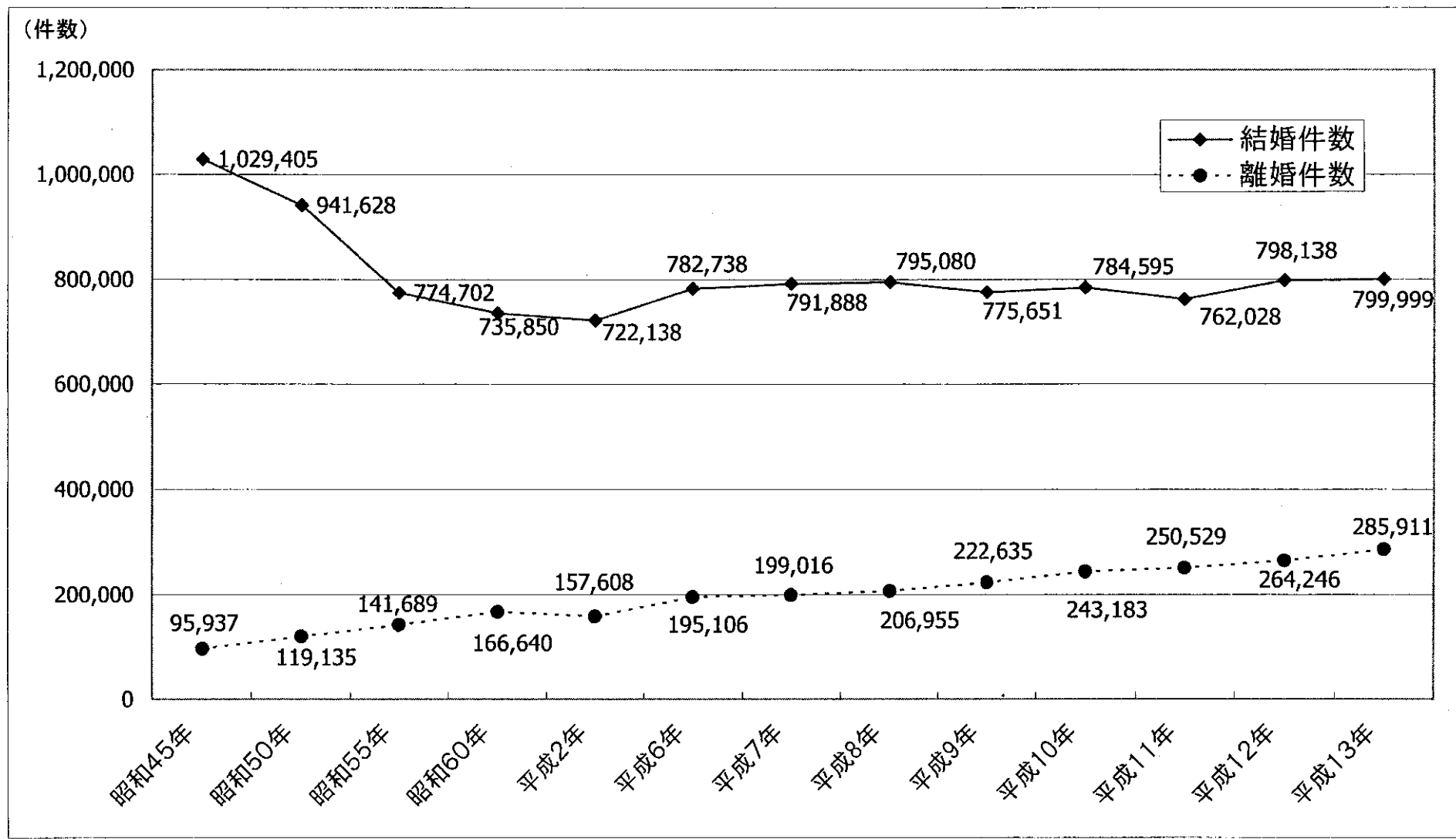


(図表8)

### 結婚・離婚件数の推移 (昭和45年～平成13年)

近年、離婚件数は増加しており、結婚件数と比べた離婚件数の割合は、約3分の1程度までになってきている。

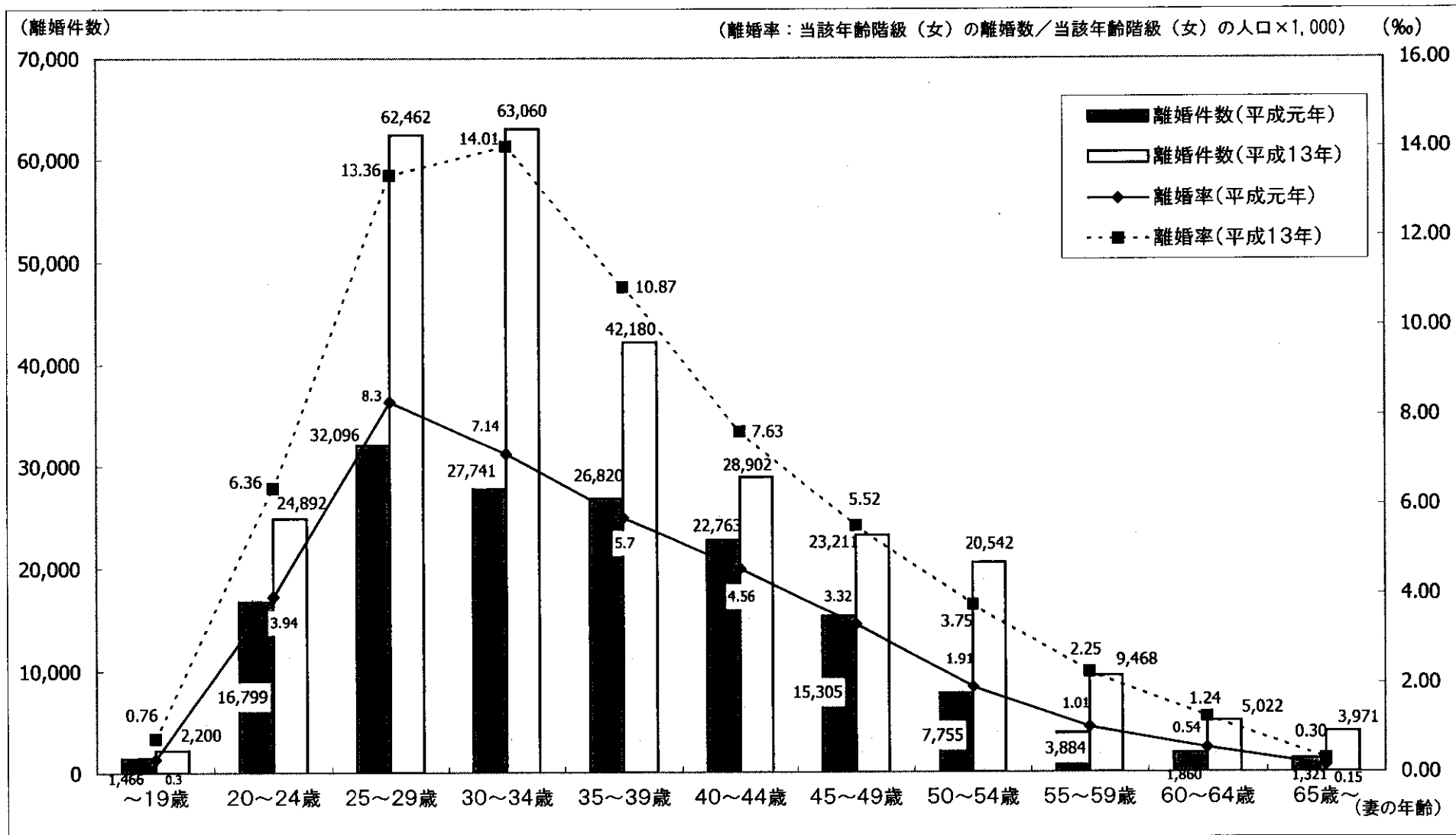


(出典:厚生労働省「平成13年 人口動態統計」)

(図表9)

## 年齢階級別離婚件数の推移

全体的には、若年齢層(20歳台後半～30歳台前半)の離婚件数が多いが、最近では、中高年齢層(特に50歳台以降)における離婚件数の増加が大きい。



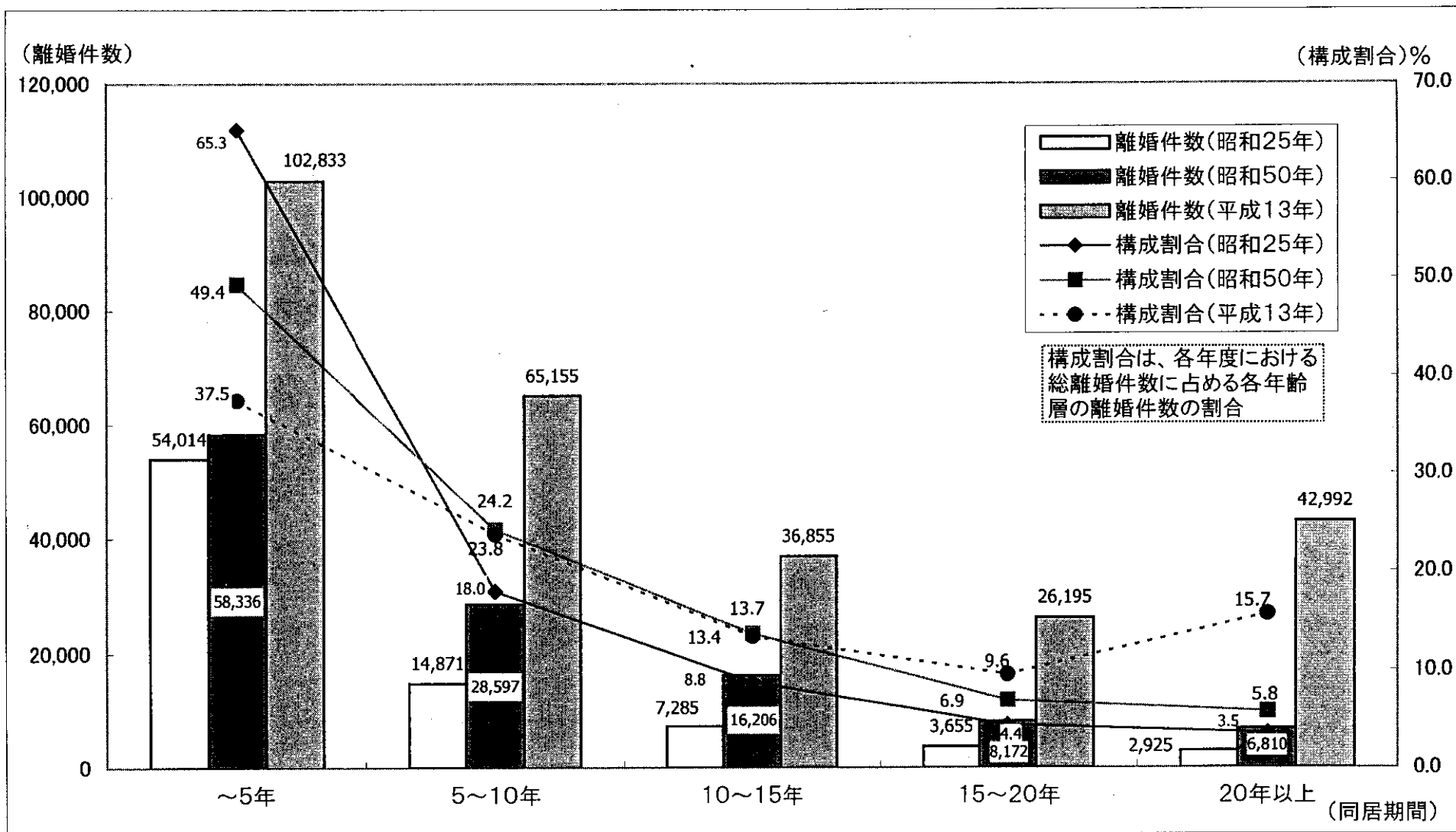
(注)平成13年の離婚率は、総務省人口推計年報(13年10月確定値)により算出

(出典：厚生労働省「平成13年人口動態統計」)

(図表10)

## 同居期間別にみた離婚件数と構成割合

同居期間が5年未満の離婚件数が最も多いものの、同居期間が長い夫婦(特に20年以上)における離婚件数が増加している。



(出典:厚生労働省「平成13年 人口動態統計」)

(図表11) 年金受給権の一身専属性に関する法律条文

**国民年金法第24条(受給権の保護)**

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

**厚生年金保険法第41条第1項(受給権の保護)**

保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

**国民年金法第29条(失権)**

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

**厚生年金保険法第45条(失権)**

老齢厚生年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

**民法第896条**

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属したいっさいの権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

## (図表12) 横浜地裁相模原支部平成11年7月30日判決の概要

- 本件は、64歳の妻が、同じく64歳である夫に対し、離婚及びこれに伴う財産分与等を求めた訴訟であり、妻の請求において現に夫が受給している特別支給の老齢厚生年金等も分与財産の対象とされた。
- 判決は、夫が現に受給している特別支給の老齢厚生年金と夫が勤務する会社の厚生年金基金の基本年金及び加算年金等の合計額を年額540万円余りと認定した上で、これから妻の65歳からの年金支給見込額年額46万円を控除した494万円の4割相当額(約198万円)を扶養的財産分与として妻に分与することとし、夫にその受給する年金の一部(月額16万円)を妻の死亡まで一般の定期金債務の形式で支払うことを命じた。  
(本件では、一切の事情を考慮して財産分与全体の割合を4割としており、年金についても同じ割合が適用されている。)

(注)本件の控訴審では、本件婚姻関係が完全に破綻しているとまで認めるのは相当でないとして、本判決を取り消し、離婚請求を棄却している。(東京高判平成13年1月18日)

(図表 1 3) 主要国における離婚時等の年金の取扱い (未定稿)

## ① ドイツ

離婚時	婚姻期間中
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1976年改正により導入。(1983年改正&lt;特別法の制定&gt;により一部修正。) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 婚姻期間中に取得した年金(期待)権は、夫婦の共同活動により取得されたものである。(付加利得調整原理。民法の原理を年金法にも拡大。)</li> <li>② 被保険者とその家族の生活保障という年金制度の理念は、離婚後にも拡張されるべきである。</li> <li>③ 婚姻期間中に、より少ない年金期待権を取得した配偶者に係る将来給付を改善する。</li> </ul> </li> <li>○ 西独地域では、1977年7月1日以降の離婚が対象。東独地域居住者については、1992年1月1日以降の離婚が対象。</li> <li>○ 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を分割。</li> <li>○ 公的年金だけではなく、私的年金も対象。(夫婦の財産を用いてまたは労働によって取得した年金・恩給権が対象。)</li> <li>○ 老齢年金及び障害年金が対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2001年の遺族年金改正に伴い導入。</li> <li>○ ①2002年1月1日以降に結婚した者、及び②2001年12月31日までに結婚した者で、2002年1月1日時点で夫婦ともに40歳未満の者が対象。</li> <li>○ 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を分割。(但し、婚姻期間中の新たな年金権獲得が実質的に困難となった段階で、分割が可能となる。)</li> <li>○ 公的年金を対象。(官吏恩給については制度が導入されていない。)</li> <li>○ 老齢年金及び障害年金が対象。分割を選択すると、遺族年金の受給権は発生しない或いは失権する。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金受給権分割の仕組み(「価値調整」と年金額分割の仕組み(「債務法的調整」)の2つあり。価値調整が優先される。</li> <li>○ 離婚時に、原則として、婚姻期間中に取得した年金(期待)権が等分される。但し、過酷状況に関する緩和条項あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金受給権分割の仕組み。</li> <li>○ 婚姻中の夫婦の合意に基づいて分割できる。</li> <li>○ 原則として、婚姻期間中に取得した年金(期待)権が等分される。但し、過酷状況に関する緩和条項あり。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 裁判手続きが必要(離婚自体に裁判手続きが必要であり、年金受給権分割についても、裁判所が職権で採りあげる仕組み。)。当事者間で取り決めることも可能だが、裁判所の許可が必要。</li> <li>○ 分割決定後の変更は可能。(裁判所の決定が必要。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分割できるのは次の2つの場合。</li> <li>① 夫婦ともに生存している場合、老齢年金の受給請求権発生日以降に、分割請求が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦ともに25年以上の年金法上の期間(保険料納付期間+保険料免除期間+考慮期間。婚姻期間中に限らない。)を有していることが必要。</li> <li>・ 分割請求を行使する前に配偶者が死亡すると、残された配偶者が分割を選択することはできない。</li> </ul> </li> <li>② 配偶者の一方が分割請求が可能となる前に死亡した場合、残された配偶者は、死別時点以降に分割請求が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死別時点で残された配偶者が25年以上の年金法上の期間を有していることが必要。</li> <li>・ 死別後、遺族年金を受給し、その後再婚した時点で、遺族年金が失権する代わりに、死別した配偶者との婚姻期間について年金受給権分割を選択することが可能。</li> </ul> </li> <li>○ 保険者に対する申請により分割される。(裁判手続きは不要。)</li> <li>○ 分割決定後の変更は可能。</li> </ul>

② カナダ

離婚時	婚姻期間中
<p>○ 1978年に制度導入。以後、段階的に制度改正。</p> <p>① 婚姻期間中に取得した夫婦の年金（期待）権は、夫婦の共同活動により取得されたものである。</p> <p>② 所得比例年金に加入する機会のない専業主婦の保護。</p> <p>○ 対象者は以下のとおり。</p> <p>① 1978年1月1日以降の法律婚者の離婚（3年間の同居が必要。離婚後3年以内の請求が必要（但し、離婚当事者間の合意があれば3年を超えても可能。）。）</p> <p>② 1987年1月1日以降の法律婚者の離婚（1年間の同居が必要。離婚当事者どちらか一方による届け出が必要だが、届け出期限は廃止。）</p> <p>③ 1987年1月1日以降の法律婚者の別居（1年間の同居及び1年間の別居が必要。別居した当事者どちらか一方による請求が必要だが、請求期限は廃止。）</p> <p>④ 1987年1月1日以降の事実婚の終了（1年間の同居及び1年間の別居が必要。事実婚終了後4年以内の請求が必要。）</p> <p>⑤ 2000年8月1日以降の同性の事実婚の終了（1年間の同居及び1年間の別居が必要。事実婚終了後4年以内の請求が必要。）</p> <p>○ 但し、州の家族法で年金受給権分割を行わない取り決めに認めている州があり（サスカチュワン州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州）、その場合には分割されない。</p> <p>○ 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を分割。</p>	<p>○ 1987年に制度導入。</p> <p>○ 夫婦双方が60歳以上であり、かつ夫婦ともに裁定請求後であることが必要。（婚姻期間中の年金権獲得が夫婦ともに今後ないという前提。）</p> <p>○ 事実婚も対象。</p> <p>○ 婚姻期間中に取得した夫婦双方の老齢年金を折半。夫婦に支払わ</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老齢年金及び障害年金が対象。</li> <li>○ 年金受給権分割の仕組み。</li>   <li>○ 離婚時に、原則として、婚姻期間中に取得した年金（期待）権が等分される仕組み。（当事者の請求や合意は不要。）</li> <li>○ 裁判手続きは不要。法律婚の離婚の場合、離婚当事者のどちらか一方が、年金当局に届け出ることが必要。</li> </ul>	<p>れる年金の総額は分割により変わらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害年金は退職年金が始まる65歳（早期退職の場合60歳以降）で停止となり、分割とは無関係。</li>   <li>○ 夫婦双方が年金当局に請求することにより分割される。選択制。</li> <li>○ 分割は、1年間の別居、夫婦どちらかが被保険者となった場合、離婚、夫婦いずれかの死亡、夫婦双方の分割終了の申請等により終了する。</li> <li>○ 夫婦いずれかの死亡の場合、残された配偶者は分割前の自身の老齢年金額を受給。（別途遺族年金あり。）</li> </ul>
---	--

### ③ イギリス

離婚時	婚姻期間中
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1990年代に入り、段階的に離婚時の年金権分割の制度が整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の年金権の確立や離婚夫婦同士の資産整理を円滑化が目的と言われている。</li> </ul> </li> <li>○ 婚姻期間に限定せず、離婚請求時点以前に取得した年金受給権及び年金期待権を分割。</li> <li>○ 公的年金（基礎年金は除く。）だけではなく、私的年金も対象。（基礎年金については、再婚していなければ、前配偶者の納付記録を活用することが可能。）</li> <li>○ 老齢年金のみが対象。（なお、イギリスの障害年金は定額給付である。）</li>   <li>○ 3つの仕組みあり。</li> </ul>	<p>なし</p>

- |  |  |
|--|--|
| <p>① 財産分与 (Offsetting)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 離婚時点で、財産分与に年金を含めて調整する方法。(年金受給権が分割されるわけではない。1973年に導入。)</li><li>・ 離婚時点で現金で受けとることが可能。クリーン・ブレイクは達成される。</li></ul> <p>② 年金額分割 (Earmarking)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 将来時点で、支給される年金額の一部あるいは全額を分割する方法。(1996年6月導入。)</li><li>・ 1996年7月以降の裁判上の別居と離婚が対象。</li><li>・ 年金受給権が分割されるわけではないので、分割義務者が年金を受給するようになった時点から分割が行われ、分割義務者が死亡した場合には無効となる。</li><li>・ また、分割権利者が再婚した場合にも、無効となる。</li><li>・ 所得税率は、分割義務者のものが分割権利者にも適用される。</li><li>・ 離婚後のクリーン・ブレイクが達成されない。</li><li>・ 年金額分割に対応する体制の整っていない年金制度も存在する。</li><li>・ あまり利用されていないとのこと。</li><li>・ 分割決定後の変更は可能。</li></ul> <p>③ 年金受給権分割 (Sharing)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 離婚時点で、年金受給権を分割する方法。(2000年12月導入。)</li><li>・ 2000年12月以降の離婚が対象。(別居は対象外。)</li><li>・ 手続上のコストが高いと言われている。</li><li>・ 分割決定後の変更はできない。</li></ul> <p>○ 財産分与と他2つの方法を併用することはできるが、年金額分割と年金受給権分割の併用はできない。</p> <p>○ 離婚時に、任意で分割を請求できる。</p> <p>○ 分割割合は、必ずしも等分ではない。</p> <p>○ Earmarking 及び Sharing については、裁判所命令が必要。裁判所命令では、分割割合が示される。</p> |  |
|--|--|

#### ④ その他

- アメリカでは、期間が10年以上である婚姻の離婚の場合、元配偶者の保険料納付記録（婚姻期間中に限らない。）に基づく配偶者年金を受給することができる。
  - ・ 配偶者年金の水準は、元配偶者の基本年金額（＝老齢年金額に相当。）の50%。元配偶者の年金がその分減額されるわけではない。なお、本人が自身の老齢年金等を受給している場合、その額に応じて減額される。
  - ・ 配偶者年金は、その受給者が再婚した場合には失権する。（但し、再婚後再び離婚すると、復活する。）
  - ・ 元配偶者が死亡した場合、配偶者年金は失権するが、遺族年金を受給することができる。また、離婚時の年金受給権分割の仕組みは存在しないが、公務員年金や企業年金等に関して、離婚時の清算対象財産に含める判例（但し、年金受給権や年金期待権を分割するものではない。）がみられる。
- スウェーデンでは、賦課方式部分について分割の仕組みはないが、積立方式部分（保険料率2.5%部分）について、夫婦ともに1938年以降生まれの場合、夫婦双方の合意に基づいた請求により、夫婦間で年金権を移転できる。
- このほか、アイルランド、南アフリカ、スイス、ベルギー、韓国等において、離婚時の年金受給権分割制度がある。